

勸告

勸 告

本人事委員会は、職員の給与について、次のとおり改定するための措置をとることを勧告する。

1 令和2年4月の公民の給与較差等に基づく給与改定の内容

(1) 職員の給与に関する条例（昭和26年広島県条例第22号）の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

ア 令和3年3月期

期末手当の支給割合を0.3月分とすること。（再任用職員を除く。）

イ 令和3年6月期以降

(ア) 特定幹部職員以外の職員（再任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.1月分とし、3月に支給される期末手当の支給割合を0.35月分とすること。

(イ) 特定幹部職員（再任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.9月分とし、3月に支給される期末手当の支給割合を0.35月分とすること。

(2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年広島県条例第1号）の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

ア 令和3年3月期

期末手当の支給割合を0.3月分とすること。

イ 令和3年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.5月分とし、3月に支給される期末手当の支給割合を0.35月分とすること。

(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年広島県条例第1号)の改正

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

ア 令和3年3月期

期末手当の支給割合を0.3月分とすること。

イ 令和3年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.5月分とし、3月に支給される期末手当の支給割合を0.35月分とすること。

2 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。ただし、1の(1)のイ、(2)のイ及び(3)のイについては、令和3年4月1日から実施すること。

(2) その他所要の措置

この改定に伴い、所要の措置を講じること。